

令和5年度 指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の実地指導結果

加古川市は、令和5年度に以下のとおり実地指導を行いました。その結果、改善を要する事項として、以下の点が見受けられました。今後の事業所運営の参考としてください。

実地指導実施状況一覧

| 事業所数 | 文書指摘事業所数 | 文書指摘件数 | 文書指摘内訳 |
|----------------------|----------|--------|---|
| 指定特定相談支援事業所 7事業所 | 7事業所 | 36件 | 人員に関する事 0件 運営に関する事 33件 報酬に関する事 3件 その他 0件 |
| 指定障害児相談支援事業所 6事業所 | 6事業所 | 27件 | 人員に関する事 0件 運営に関する事 25件 報酬に関する事 2件 その他 0件 |

実地指導で見受けられた主な事例

(指定特定相談支援事業所)

■運営に関する事

- ・サービス担当者会議を開催していないものが見受けられた。
⇒効果的かつ実現可能な質の高いサービス等利用計画を作成するため、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえた上で、当該サービス等利用計画案の内容について担当者に説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。
- ・虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていなかった。
⇒事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。また、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施し、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- ・アセスメント及びサービス担当者会議等の記録を保存していないものが見受けられた。
⇒利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から5年間保存すること。

■報酬に関すること

- ・サービスを追加するに当たり、サービス等利用計画案の利用者への交付及びサービス担当者会議を開催していないものについて、サービス利用支援費を請求していた。
⇒サービスを追加する場合は、サービス利用支援費と同様に、アセスメントの実施、サービス等利用計画案作成におけるサービス等利用計画の同意及び交付、サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者及び担当者への交付、サービス担当者会議の開催等、一連の手続きを踏まえた上で算定すること。
- ・集中支援加算について、面接の記録が保存されていないものが見受けられた。
⇒集中支援加算を請求する場合は、障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障害者等又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該利用者の居宅等を訪問し、当該利用者及び家族に面接を行い、面接日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存すること。

(指定障害児相談支援事業所)

■運営に関すること

- ・契約内容の報告等について、市へ報告していなかった。
⇒利用者と障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、遅滞なく市へ報告すること。
- ・秘密保持の誓約について、管理者の誓約書を確認できなかった。
⇒当該事業所の管理者に対し、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。

■報酬に関すること

- ・行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算の配置要件を満たしていない期間について、その旨を市長に届け出ていなかった。
⇒加算要件を満たさなくなった場合は速やかに加算の取り下げの届出を行うこと。
- ・サービス提供時モニタリング加算について、障害児通所支援の提供場면을直接確認せずに請求しているものがあつた。
⇒サービス提供時モニタリング加算を請求する場合は、サービス等利用計画に位置付けた障害児通所支援を提供する事業所又は当該障害児通所支援の提供場所を訪問し、サービス提供場면을直接確認し、その確認結果の記録を作成すること。当該加算を請求したものについて自主精査し、その結果を報告するとともに、過誤申立の手続きを行うこと。